

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 30 年 5 月 15 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール札幌発寒

所在地 札幌市西区発寒 8 条 12 丁目 686-2 他

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

支配人 吉田 浩

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 届出書添付資料 図一 3(1)のとおり、1,024 m²

(変更後) 届出書添付資料 図一 3(2)のとおり、1,060 m²

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 00 分から午後 7 時 00 分

(変更後) 24 時間

(4) 変更する年月日

平成 30 年 5 月 9 日

(5) 変更する理由

商品配送の効率化を図るため

2 届出年月日 平成 30 年 5 月 8 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 9 月 15 日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分(午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く)

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成 30 年 9 月 15 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。